

# 戦後為替管理の成立

浅井良夫

## 1 はじめに

為替管理とは国境を越えた資金の移動を国家が制限することであるから、国民通貨 (national money) が成立しているところには、どこでも為替管理は存在し得る。しかし、金本位制時代までは原則として為替管理は行われず、金本位制の停止と、管理通貨制度への移行に伴い、1930年代に普及した。

為替管理の目的は、投機的資金の流出による金・外貨準備の枯渇を防止すること、輸入制限・輸出促進を図り、国際収支の均衡を維持すること等である。対外資本移動の規制は、国内マクロ経済政策の自律的運営を可能にするので、ケインズ主義的経済政策の登場と為替管理の導入とは不可分の関係にある。

大恐慌期に短期資本の規制から始まった為替管理は、第2次大戦期・戦後初期には、貿易を含む広い範囲に拡大した。第2次大戦後の1950～60年代には、自由貿易拡大の理念にもとづいて、經常取引にかかわる為替規制の撤廃がIMFの主導により、推進された。その後、金融のグローバル化とともに、80～90年代には為替自由化は資本取引にまで拡大され、今日では、先進国を中心とする国々においては、為替管理は非常時のみに適用される手段にすぎなくなった。半世紀余りの間に、為替管理は形成・発展・衰退の1つのサイクルを描いたことになる。

日本の為替管理も同様のサイクルを辿った。ただし、制度的には戦前と戦後は断絶しており、戦後の為替管理を分析する際には、1949～50年を

起点にして検討をするのが適切である。戦後為替管理制度の背骨である「外国為替及び外国貿易管理法」(通称「外為法」,以下、外為法と略す)は,49年12月1日に公布された<sup>1)</sup>。また,外国為替管理のもう1つの柱である「外資に関する法律」(通称「外資法」,以下、外資法と略す)は,50年5月10日に公布された。さらに,外為法の具体的な適用方法を定めた「外国為替管理令」が公布されたのは,50年6月27日である。

外為法は,1964年,79年,98年の3回の大幅改正を経て今日に至っている。そのうち64年の改正はIMF8条国移行に伴う経常取引の自由化に関する改正,79年,98年の改正は資本取引の自由化を目的とする改正である。外資法は79年に廃止され,外為法に吸収された。98年の外為法改正の際には,法律の名称から「管理」の2文字が削除されて「外国為替及び外国貿易法」となり,半世紀にわたる為替管理時代の終焉を印象付けた<sup>2)</sup>。

本稿は,1949~50年の為替管理制度の成立の検討を通じて,日本の戦後為替管理の特質を説明することを課題とする<sup>3)</sup>。

- 1) 戦前に制定された「外国為替管理法」は占領下においても存続したが,SCAPの指令・覚書が上位の法規になったため,実質上,効力を失っていた。
- 2) 湖島知高 [1997] は,1998年改正により,32年の「資本逃避防止法」以前の為替管理が存在しない状態に戻ったと述べている (p. 125)。
- 3) 戦後為替管理の成立についての体系的な叙述は,犬田章によってなされている(大蔵省財政史室編 [1976])。この文献は制度を正確に記述しており,信頼が置けるが,為替管理法の立案過程にまで踏み込んだ分析を行っていないために,歴史分析としては不満が残る。また,為替管理を当時の経済・金融システム全体の中に位置づける視角が弱い。たとえば,外為法の特質を,「木内構想と国際通貨基金の思想を根底として,貿易管理についてはローガン構想の外貨予算方式,その他の為替管理についてはイギリス管理法の方式がそれぞれ積み重なってでき上がったもの」と規定している(犬田章 [1976] p. 92)。この説明は当時の実務家には理解できたとしても,現在のわれわれにはほとんど理解不能であるし,歴史的な位置づけとしては不十分である。その後,伊藤正直,西川博史により,占領期の貿易・為替管理の制度形成,外貨管理の日本政府への移管などの実態が明らかにされたが,1949~50年に制定された為替管理制度の意義や特質については,必ずしも明快な説明が与えられていない(伊藤正直 [1989], pp. 261-270,通商産業省編 [1990] 第5章第2節,第3節)。本稿では,最近公開された木内信胤文書(国立国会

## 2 戦前から占領初期の為替管理

### (1) 戦前・戦時期の為替管理

日本の為替管理は、1932年6月の「資本逃避防止法」制定に始まる。

「資本逃避防止法」の狙いは、金輸出再禁止（1931年12月）以後に主として外貨邦債への投資の形で盛んに行われた海外への資本逃避を防止することにあった。しかし、この法律は十分な効果を収めず、その後も、無為替輸出やリーズアンドラクスによる資本流出が続いた。そこで、33年3月、「外国為替管理法」が制定された。「資本逃避防止法」と「外国為替管理法」の目的は、投機的な為替取引の防止にあり、この時期の為替管理は貿易にまでは及んでいなかった<sup>4)</sup>。

1937年に、為替規制は貿易面に拡大された。37年1月から輸入のための為替取引に許可制が導入され、また、同年9月には「輸出入品等臨時措置法」が制定されて、貿易統制が始まった<sup>5)</sup>。37年度後半からは、商工省と大蔵省の管理の下で、輸入品目に対する外国為替割当も実施された<sup>6)</sup>。

1941年4月に「外国為替管理法」は全面改正され、すべての為替取引が管理の対象となった。しかし、同年12月に太平洋戦争が勃発すると、国際通貨である英ポンドおよび米ドルと円との関係は絶たれ、貿易はほぼ円通貨圏に限定されることになったため、規制の対象である外国為替自体が消滅し、為替管理の意味は実質的に失われた<sup>7)</sup>。

---

図書館憲政資料室所蔵)などの史料を用いて、戦後日本の為替管理制度の成立と、その歴史的特質を考察することを意図している。

- 4) 「外国為替管理法」は、法文上は、貿易管理まで包摂しうる法律として策定された(伊藤正直 [1989] p. 275, 柴田善雅 [2011] p. 75)。伊藤は、「外国為替管理法」制定の時点で大蔵省は、将来的に為替統制が貿易統制にまで進むことを認識していたと指摘している。また、柴田も、大蔵省は先を見越して、貿易管理の権限を確保したと述べている。
- 5) 大蔵省令にもとづき、1937年1月から3万円を超える輸入為替取引が許可制となり、その範囲はその後、次第に拡大された(大蔵省昭和財政史編集室 [1963] pp. 151-152, pp. 260-262)。
- 6) 柴田善雅 [2011] 第2章参照。

このように、1932年に資本規制から始まった外国為替管理は、37年には經常取引規制へと拡大したが、41年に太平洋戦争とともに対外金融関係は途絶し、為替管理の機能は停止した。

実質的な「無為替」の状態は、1945年の連合国による占領開始を経て、48年まで続いた。

## （2）占領初期の為替管理

1945年9月22日の「降伏後における米国の初期の対日方針」にもとづいて<sup>8)</sup>、GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部、以下、SCAPと略す）は、日本人による外国為替取引を原則禁止する3件の指令を出した<sup>9)</sup>。これらの指令にもとづいて、「大蔵省令第88号」が10月15日に制定された。こうして、すべての外国為替・外国貿易取引はSCAPの管理下に置かれることとなった<sup>10)</sup>。

占領初期においてアメリカ政府は、日本の対外経済取引を最小限に抑えようとした。その理由は、輸出入の拡大が日本の「潜在的戦争能力」を高めることへの警戒、賠償や資産返還のための物資が輸出に向けられることへの危惧、生活必需物資が輸出に向けられて国民の生活に支障が生じることへの懸念などにあった。そこには、日本に対する懲罰的な意図も窺われるが、この政策は対日債権の保全や民生の安定などを目的とする占領政策の一環として理解すべきであろう。講和条約が締結された後に、日本が

---

7) 1941年以降は、外国為替を伴わない物資移動がほとんどを占めたために、物資輸入に携わる商工省（1943年11月以降は大東亜省）の権限が拡大した。

8) 「第4部 経済」の「6 国際通商及金融関係」は、輸出入、外国為替、金融取引の政策と運営は最高司令官の承認・監督の下に置かれる、としている（大蔵省財政史室編 [1981] p. 23）。

9) 「金、銀、証券および金融証書の輸出入の統制に関する件」1945年9月22日、「金融取引の統制に関する件」1945年9月22日、「日本国内居住者の外国商社との契約に関する件」1945年10月30日の3件の指令にもとづいて、為替取引が原則禁止された。

10) 大蔵省財政史室編 [1976] pp. 7-9.

「世界貿易関係への参加」が認められることは「ポツダム宣言」にも謳われているところであり、それは自由貿易拡大のアメリカの政策にも適うわけであるから、対日取引の制限は占領目的の措置と言える。

このような SCAP の方針により、占領前半期の貿易は、アメリカ政府等からの援助物資受け入れを別にすれば、日本が必要とし、SCAP が許可を与えた最低限の物資の輸入と、その資金を賄うための輸出に限定された<sup>11)</sup>。貿易は、日本政府と SCAP との間で行われた（国営貿易）。輸出物資は、貿易庁（1945年11月14日設置）が貿易公団を通じて買い上げ、SCAP に売り渡した。輸入物資は、貿易庁の指示によって貿易公団が SCAP から引き取り、配給公団や食糧管理局に払い下げられた。代金の授受は貿易資金特別会計を通じて円で決済され、外国為替は関係しなかった。海外の貿易業者との取引は SCAP が行い、貿易庁は海外の業者と取引する権限を持たなかった。その後、1948年8月に B・S コントラクト方式（輸出について、日本の業者と外国のバイヤーとの契約を認める方式）が導入され、貿易公団を通さない輸出が増大した<sup>12)</sup>。その結果、輸出については通常の貿易に近づいたが、輸入については1949年末まで政府貿易が続いた。

海外資産は連合国によって封鎖され、日本政府および日銀が保有していた貴金属は接收され、日本は外貨準備を失った。敗戦時に海外に存在していた日本の金融機関およびその店舗は、すべて閉鎖され、外国為替銀行は消滅した。日本の政府も銀行・企業・個人も外貨を持つことを禁止された。そうしたなかで、外貨の受払を担当したのは SCAP である。輸出品の売却代金の受け入れと、輸入品の買い付け代金の支払は、SCAP 勘定を通じて外貨（主としてドル）で行われた<sup>13)</sup>。また為替業務は、SCAP からライセンスを受けた外国銀行が担当した。

---

11) 経済援助は、国際収支の区分では経常収支の中の移転収支になるが、当時の統計では、輸入に計上されていた。なお、占領期の貿易については、西川博史 [1995] の簡潔で的確な説明を参照されたい。

12) 通商産業省編 [1990] pp. 172-175.

このように円勘定（貿易資金特別会計）と外貨勘定（SCAP 勘定）とは相互に無関係に運営され、円と外貨とは切断されており、1949年4月に単一為替レートが設定されるまで、事実上、外国為替は存在しなかった<sup>14)</sup>。

### 3 「経済安定9原則」と為替管理の導入

#### (1) SCAP 指令「外国為替管理に関する件」(1949年2月)

1948年12月11日にアメリカ政府がSCAPに指示した「経済安定9原則」の第6項において、外国貿易管理の改善と、外国為替管理の強化が指示された<sup>15)</sup>。周知のように、「9原則」は、アメリカ政府の新たな対日政策（1948年10月国家安全保障会議採択 NSC13-2）にもとづいて、日本経済の復興を目的にアメリカ政府がSCAPに行った指示である。

「9原則」、「ドッジ・ライン」が、国内においては市場経済化（＝国内市場における規制緩和）を推進しながら、対外取引においては厳格な規制（貿易・為替管理）を求めたのはなぜであろうか？当時のアメリカ政府の対外経済政策の目標は、ドルを基軸通貨とする固定為替レート制にもとづいた国際金融システムを維持すること、および、世界的な「ドル不足」（＝アメリカ以外の国々の恒常的な経常収支赤字）を緩和し、アメリカの援助への各国の依存を解消することにあった。「9原則」、「ドッジ・ライン」が、日本国内ではインフレ体質の統制経済を廃止し、市場原理を活用して物価安定・消費抑制を図るとともに、対外的には、厳格な為替管理によって輸入を管理（消費抑制）し、資本移動を制限（＝資本の流出入が経済政策を攪乱

---

13) 二国間の双務勘定の場合も、勘定尻はSCAP勘定で決済された。

14) 輸出品が海外で、輸入品が国内で売却されれば、個々の商品の取引ごとに事後的に外貨との交換比率は成立する。ただし、当時は日本国内では価格統制が実施されており、輸出品は公定価格で買い上げられ、輸入品は公定価格で売却された。

15) 第6項は、「外国為替管理の操作を改善し、かつ現行外国為替管理を強化すること、これらの措置を適切に日本側機関に委譲できる程度にまで行うこと」を指示している。

## 戦後為替管理の成立

するのを防止)したことは、こうした目的に合致していた。

また、「9原則」にもとづいて新たに設けられた為替管理制度の対象は、従来の統制経済的な貿易・為替ではなかった。すなわち、1949～50年の為替管理制度は、貿易の民営化(民間貿易の再開)を前提に組み立てられたのである。

1949年2月2日、SCAPは「9原則」の第6項を具体化するために、メモランダム「外国為替管理に関する件」(SCAPIN-1968)を発した<sup>16)</sup>。このメモランダムは、日本政府が外国為替および貿易の総合的管理を確立するために必要な措置を速やかにとること、そのための機関として政府の各省から独立した外国為替管理委員会を設置すること、新たに制定する為替管理はIMF加盟国の制度と合致したものにすること、を指示した。このメモランダムは、近い将来にSCAPが為替管理権を日本側に移管する意図を示すシグナルでもあった。

### (2) 外国為替管理委員会の設置

SCAPは、メモランダムの公布から60日以内に外国為替管理委員会を組織するよう日本政府に指示した<sup>17)</sup>。3月16日に「外国為替管理委員会令」が公布され、同日、総理府の外局として外国為替管理委員会(Foreign Exchange Control Board, FECB、以下、外為委と略す)が設置された。

外為委の任務は、外貨資金の管理、外国貿易および外国為替取引にかかわる手続きの指示および監督、外国貿易及び外国為替の統制・管理にかかわる法案・法令案の編成と、外国貿易及び外国為替の統制・管理に関する行政機関の事務範囲の明確化であった。外為委に広範な外国為替管理の権限を持たせようとしたばかりでなく<sup>18)</sup>、さらに、為替管理制度の設計、

16) 大蔵省財政史室 [1976] pp. 37-40.

17) 「大蔵省渉外特報(第121号)ライダー中佐との会談記録」昭和24年2月2日(旧大蔵省資料)。

18) 外為委の組織は小規模であり、事務の大部分は日銀が受け持った。

行政権限の調整までも委ねようとしており、SCAP が外為委をきわめて重視したことがわかる。

SCAP が、既存の組織を用いずに、外為委という新たな組織を設けた理由としては、以下の点が指摘できる。

第1に、SCAP は新たな為替管理は貿易管理と一体でなければならぬと考えた。為替と貿易を一括して管理するためには、大蔵省も貿易庁（商工省の外局、1949年5月に通産省が設置されて通産省の外局となる）も適切ではないとみなされた。諸官庁を調整する立場にある経済安定本部はその役割にふさわしかったが、永続的な組織ではない点に難があった<sup>19)</sup>。もしも、1948年10月に第2次吉田内閣の発足した直後に白洲次郎貿易庁長官が唱えた「海外経済庁」構想が実現していたならば、当然、この機関が受け皿になったであろう。「海外経済庁」構想は、貿易庁を商工省から独立させ、経済安定本部の貿易局、大蔵省の為替部局、外務省の通商関係部局を統合した内閣直属の機関を設ける案であったが、幻の構想に終わった<sup>20)</sup>。

第2に、SCAP は、日本の官庁、とくに大蔵省に対して強い不信感を持っていた<sup>21)</sup>。SCAP は、みずからがコントロールしやすいように、外為委を新設した<sup>22)</sup>。初代の委員長に横浜正金銀行出身の木内信胤が任命さ

---

19) マーケット経済科学局長は、「安定本部は一時的な機関であり、政策を取り扱う処であって実務は恒久的な他の政府機関において行う事が適当と思う」と発言している（「大蔵省渉外特報（第118号）」昭和24年1月19日（旧大蔵省資料））。

20) 通商産業省編 [1990] pp. 416-417。同書の記述は新聞記事に依拠しており、この案の所在は確認できない。実際にはこの案は実現せず、1949年5月25日に通商産業省が発足することになった。なお経団連は、「貿易行政機構に関する意見」（昭和23年11月26日）において、貿易行政と産業行政とは一体であるべきであり、また、貿易行政機関を内閣に直属させることは貿易行政が政変に左右されるので好ましくないとして、この構想に反対した。

21) 三浦道義（当時、外国為替管理委員会職員）は、「外為委は司令部の申し子であり、既存の各官庁のいずれにも権限を譲渡しようとしなかった不信感のあらわれ」であったと述べている（三浦道義 [1974] p. 81）。

22) 渡辺武は、SCAP/ESS 財政金融課のアリソンから、外為委設置の真意が、「司令部の意に合する puppet を日本側に作る」ことにあったと聞き、これを



れたことにも、大蔵省の影響力を排除したいという SCAP の意図が窺われる<sup>23)</sup>。

しかし、木内外為委委員長は、このような広範な権限を外為委が引き受けるのは荷が重すぎると感じた。木内は、SCAP/ESS（経済科学局）のアリソンに対して、為替管理に関する大蔵省の全権限を外為委に移すのは無理であり、外為委の任務は「諸権限の総合的調整」に止めたいと申し出た<sup>24)</sup>。とはいえ、外為委が発足すると、木内は SCAP の力を恃んで、SCAP の意向に沿った改革を推進しようとした<sup>25)</sup>。人材は、主として日銀、旧正金銀行からリクルートした<sup>26)</sup>。

---

SCAP の「本音」として「日記」に記録している（1949 年 11 月 2 日の項、大蔵省財政史室 [1983] p. 402）

- 23) 木内は、委員長に就任する際、アリソンが木内を「首実検した」と述べている（木内信胤 [1971] p. 29）
- 24) 「アリソンの云ったことのコンファーム」（木内文書 381-30）。なお、外為委を新設する構想は、SCAP 財政金融課が提案したものであり、SCAP 全体が強く支持したわけではなかった（“Foreign Exchange Controls,” memorandum from W. K. Le Count, Chief, Finance Division to Major General William F. Marquat, Chief ESS, Jan. 7, 1949（日本銀行金融研究所編 [1996] pp. 798-799 所収）。外為委員会の設置が決まった後に、ESS（経済科学局）貿易通商課などから外為委員会の権限が大きすぎるとのクレームが付いて、調整が図られることとなった（“Foreign Exchange Controls,” F. E. Pickelle, Chief, Foreign Trade and Commerce Division, Paul Cleveland, Chief, Fund Control Division, F. A. Williams, Chief, Textile Division, Mar. 24, 1949, “Foreign Trade Procedures and Foreign Exchange Controls,” memorandum from Walter K. Le Count, Chief, Finance Division, Russell W. Hale, Acting Chief, Foreign Trade and Commerce Division, Paul Cleveland, Chief, Funds Control Division to Major General W. F. Marquat, Chief, ESS, Mar. 31, 1949,（日本銀行金融研究所編 [1996] pp. 801-806 所収）。
- 25) 外為委がスタートして間もない 4 月 11 日に立てられた外為委のスケジュールには、国際収支計画の確定、外国為替管理の基本方針の決定、輸出入手続きの整備、外貨資金集中方針の研究の 4 つの計画が掲げられており、新たに設けられた外為委の意気込みを見て取ることができる（「外国為替管理委員会四月中事務予定表」（昭和 24 年 4 月 11 日）（木内文書 382-23）。
- 26) 「奥村竹之助書簡」（[昭和 24 年] 3 月 5 日）（木内文書 382-2）。奥村竹之助は三菱商事出身。

#### 4 為替管理法制の成立

(1) 「外国為替及び外国貿易管理法」(外為法)の制定

外為委発足前の検討作業

SCAP が外国為替管理法制の起草を外為委に委ねる以前に、大蔵省や経済安定本部は検討作業を始めていた。

大蔵省が為替管理方式の検討に本格的に取り組み始めたきっかけは、1948年7月15日にSCAPが日本政府に示した非公式メモランダム「経済安定10原則」にあった<sup>27)</sup>。その第9項目には、「外国貿易の統制及び管理の運用に改善を加え、日本政府内の適当なる機関の下に新たに外国為替管理を行わしむること」とある。この第9項目は「9原則」の第6項目とほぼ同じである。「10原則」は、アメリカ本国政府の固定レート早期設定の要請を回避するためにSCAPが作成した方針であった。したがって「10原則」と「9原則」とは根本において対立していたが、両者ともヤング報告をベースにしていたので、列挙された項目は類似していた。

SCAPが日本政府に対して、「10原則」の履行状況を報告するよう求めたため、大蔵省が為替管理制度の立案に取り組むことになった<sup>28)</sup>。大蔵省は以前から省内で検討を進めていたが、これをきっかけに本格的に作業を開始した。大蔵省は外国為替事務準備調査会を設置して検討を行い<sup>29)</sup>、10月6日に「為替管理及び導入外資審査機構に関する意見」<sup>30)</sup>を作成、SCAPに提出した<sup>31)</sup>。

大蔵省は、この意見書の中で、戦前において為替管理は大蔵省が一元的

---

27) 大蔵省財政史室 [1981] p. 73.

28) 大蔵省財政史室 [1983] p. 242.

29) 外国為替事務準備調査会の設置の月日は明らかではないが、1948年7月と推定できる。

30) 「為替管理及び導入外資審査機構に関する意見」昭和23年10月6日 大蔵省(旧大蔵省資料)。

31) 大蔵省財政史室 [1983] p. 271.

## 戦後為替管理の成立

に行っていたこと、戦時の円ブロック経済へ移行する過程で、貿易取引にかかわる為替管理は商工省、貿易外取引にかかわる為替管理は大蔵省という二元管理へ移行したが、これは戦時の特別措置にすぎないことを強調し<sup>32)</sup>、大蔵省による一元管理に戻るのが当然だと主張した。また、外資の管理も為替管理の一部であるから、外資は大蔵省が所管すべきだとした。貿易及び外資に関する関係各省との調整には、大蔵省の諮問委員会である外国為替管理委員会が当ることを提案した<sup>33)</sup>。

この意見書が述べているように、為替管理はもともと大蔵省の所管であったが、太平洋戦争開始後は円ブロック内の物資獲得に重点が移ったため、1942年4月以降、輸出入貿易に関連する為替管理事務は商工省へ移管された。その結果、貿易関連の為替管理は商工省（1943年11月以降は大東亜省）、貿易外関連は大蔵省という二元管理体制に移行した<sup>34)</sup>。

このように、大蔵省はすでに1948年7月から為替管理のプラン作りに着手していたので、49年2月のメモランダムが発せられると、ただちに第1次草案を用意することができた<sup>35)</sup>。大蔵省の文書「外国為替管理制度の

---

32) 1947年12月に、大蔵省と貿易庁との間で為替管理の所管についての覚書が取り交わされ、貿易は貿易庁、貿易外は大蔵省が取り扱うと決まったが、大蔵省はこの覚書の見直しを主張した。

33) この委員会は、戦前の「外国為替管理法」に定められていたが、実際には活動していなかった。大蔵省はこの規定を利用しようとしたのである。この委員会は、1949年3月に設置された外国為替管理委員会と名称は同じであるが、大蔵大臣の諮問委員会である点が異なる。

34) 「外国為替管理の沿革」昭和23年8月25日（旧大蔵省資料）、「外国為替管理の実施と税関」昭和24年1月11日、税関部（旧大蔵省資料）。

35) 1949年2月に第1次予備草案が作成されたことは、大蔵省財政史室 [1976] p. 47 や渡辺誠 [1963] p. 75 に示されている。今回の調査では、第1次予備草案は発見できなかったが、理財局外資部「外国為替管理法（第3次予備草案）」（昭和22年2月25日）（旧大蔵省資料）の存在を確認することができた。この草案は、全10章、94条から成っている。この草案には、「昭和22年2月25日」の記載がある。この記載が正しいとすれば、49年2月の草案とは別物ということになる。本稿では、「昭和22年」は「昭和24年」の誤記であると推定した。その理由は以下の2点である。理財局外資部が設置されたのが昭和23（1948）年7月であり、昭和22年には外資課のみが存在しており、外資部という作成者の記載と矛盾する。この草案は愛知揆一銀行局

確立に関する件」(1949年2月1日)に沿って、草案の骨子を見ておきたい<sup>36)</sup>。

草案は次の2点を根拠に為替管理は必要だとした。

日本の国際収支は著しく不均衡であり、ハード・カレンシー（ドル及びポンド）を獲得し、獲得した外貨を政府に集中する必要があること<sup>37)</sup>。  
為替の思惑取引や資本の海外逃避を防止し、経済への攪乱を防がなければならないこと。

そして、この草案は、為替管理の基本原則として以下の5点を掲げた。

思惑取引の禁止・資本逃避の防止。

外国為替相場の公定。

外貨資金の集中（日銀に外貨資金集中勘定を設置）。

ドル、ポンドの獲得促進と使用抑制。

正常な国際経済取引の規格化。

この大蔵省案は、以下で述べる外為委案と比較すると、外貨予算の構想が存在しない点、思惑取引・資本逃避の防止に力点が置かれている点に特徴があり、貿易管理と為替管理とは一体になっていない。したがって、実際に制定された外為法とは大きく異なる。しかし、大蔵省案が外為法の編成に影響を与えなかったわけではない。1949年3月以降、外為委が法案の編成作業を始めた後も、9月頃まで大蔵省は独自に法案の編成作業を進めており<sup>38)</sup>、外為委は大蔵省の作業を参考にし、その内容を取り入れながら法案を編成したからである。

---

長（任期：昭和22年9月～25年2月）に提出されているので昭和22年2月では辻褃が合わない。さらに付け加えるならば、昭和22年2月という早い時点で外為法の詳細な草案が準備されていたとは考えにくいという点も指摘できよう。

36) 「外国為替管理制度の確立に関する件」(理・外・為 昭和24年2月1日)(旧大蔵省文書)。

37) ポンドはドルとの交換はできなかったため、ハード・カレンシーとは言えないが、原資料の通りに記載する。

38) 「外国為替管理要綱」(昭和24年4月18日)(木内文書414-20)。6月25日付の「外国為替管理法案(第二案)」(昭和24年6月25日)(木内文書414-22, 414-23)、「外国為替管理法(9月案)」(木内文書395)。

## 戦後為替管理の成立

また、当時、大蔵省は、外貨が SCAP の管理下にあり、為替状況も不安定なので、恒久的な制度を設けるのは時期尚早であるという意見を持っていたことに注目する必要がある。とりあえず一時的な制度を作り、「本格的な為替管理法の構想」は、講和会議の開催が決まった後に改めて検討すればよいと、大蔵省は考えていた<sup>39)</sup>。

つぎに、経済安定本部における為替管理制度の検討を見ておこう。経済安定本部の為替管理制度検討の開始は、時期的には大蔵省よりも早かった<sup>40)</sup>。SCAP と経済安定本部が 1947 年秋から為替レート検討作業を始め、これと並行して民間外資導入および為替管理が検討された。47 年 12 月 22 日に SCAP は非公式メモランダム「外国為替統制に関する件」を発して、日本政府に対して、外資導入にともなう為替管理に関し意見書を提出するよう求めた<sup>41)</sup>。47 年 12 月 9 日には、輸出入回転基金利用対策委員会(47 年 8 月に輸出入回転基金が設定された際、経済安定本部内に設けられた委員会)が、貿易・外資委員会に改組され、貿易・為替・借款等の対外経済問題に一元的に対処する機関となった<sup>42)</sup>。同委員会には、民間外資導入の企画と各省庁間の調整に当たる民間外資部会が設置された。

SCAP の要請に応じて経済安定本部が 1 月 2 日に提出した意見書は、貿易に関する為替管理は貿易庁の所管、それ以外は大蔵省の所管とし、貿易・外資委員会は事務局の役割を果たすことを提案したが、これは現状の追認にすぎなかった<sup>43)</sup>。その後、経済安定本部は為替管理については積極

39) 「外国為替管理法の制定について」(日付なし、大蔵省用箋に鉛筆で書かれている)(木内文書 414-23)。この文書は、その内容から見て、「9 原則」が発表されてから、外為委が発足するまでの間に作成されたものと推定される。この文書には、イギリスの為替管理を検討した部分がある。大蔵省案が、イギリスの為替管理法を参考にして作成されたという渡辺誠の証言を裏付けるものである(渡辺誠 [1963] p. 75)。

40) 浅井 [1995] pp. xxx~xxxii, 矢澤淳 [1949] pp. 52-53。

41) 矢澤淳 [1949] pp. 53-55。

42) 「貿易外資委員会(仮称)設置の件(案)」(昭和 22 年 12 月 11 日 経本)(総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会編 [1995] 所収)。

43) 「外国為替管理に関する非公式且暫定的意見書」(昭和 23 年 1 月 2 日 経済

的な発言は行わず、為替管理制度の制定においてはイニシアティブは発揮していない。このように、経済安定本部は一時期、外資導入との関連において為替管理の検討を行った。

貿易庁（商工省の外局）は、1948年7月末、SCAPの「10原則」の指示に応じて意見書を作成した。貿易庁は、貿易資金（貿易資金特別会計法にもとづく円資金）を一元的に管理して来たのは貿易庁であり、外貨資金の移動の大部分は貿易によって生じるのだから、貿易庁が、経済安定本部の監督のもとで、一元的に為替管理に当たるのが妥当であると主張し、これまで貿易庁が保持してきた権限を擁護した<sup>44)</sup>。

#### 外国為替管理委員会の法案編成作業

外為委は、4月から為替管理法規の編成作業に入った。作業開始に当たって作成された基本方針はつぎのようなものであった<sup>45)</sup>。

輸入：外貨の配分が順調に行われることが基本である。そのためには、ある程度の自由輸入を認め、外貨割当に柔軟性を持たせなければならない。また、許可官庁の担当者の主観的判断で輸入適格者が決定されるのは好ましくないので、個別審査はできるだけ避け、クォータ制を取る必要がある。

輸出：無為替輸出は認めない。また、軟貨国と貿易・通貨協定を結ぶ際には、受取通貨に関して条件を付ける。

投資：外資委員会が審査決定した外資には、その利益送金に最大のブ

---

安定本部) (総合研究開発機構 (NIRA) 戦後経済政策資料研究会編 [1995] 所収)。

44) 「為替管理制度に対する貿易庁意見」(昭和23年7月28日)(旧大蔵省資料)。なお、大蔵省財政史室 [1976] は1949年に商工省が「貿易管理法案」を作成したとしている (p. 47)。他の文献(通産省 [1990]など)にも、同様の記述があるが、大蔵省財政史室 [1976] に依拠しているようである。残念ながら、今回、「貿易管理法案」の存在を確認できなかった。

45) 「為替管理の基本的考え方」昭和24年4月22日(木内文書 382-32)。

## 戦後為替管理の成立

ライオリティーを与える。

為替集中機構：すべての外貨を外為委に集中する。ただし、外国為替銀行には一定の外貨を運用資金として供給する。対外債権債務の決済はすべて指定為替銀行を通じることとする。

この基本方針は、外貨の配分が最重要だとしているものの、まだ外貨予算の構想は現れていない。その後、外為委は、1949年12月の通常国会への上程を目標に法案編成の作業を進め、7月末までに、「涉外取引取締法」の骨子が出来上がった<sup>46)</sup>。この骨子では、「外貨使用計画」という名称で、外貨予算の輪郭が描かれている。

「涉外取引取締法案」は、外為委案の基本的な考え方を示しているので、以下にその要点を掲げる。

新たな法律は、その範囲を為替管理に限定せず、貿易統制、外資導入、その他一切の涉外取引を規定する。法律の名称は、たとえば「涉外取引取締法」とする。

旧外為法のように、「官庁に対する授權を以て事終われり」ではなく、各官庁の権限を明確にし、「従来の権限争議」を解決する。

涉外取引の取締りの最大の目的は、「輸入力を最大限に使用」することにある。(1) 外貨使用計画の策定、(2) 為替の集中配分、(3) 貿易管理の3つが、その主たる手段となる。

為替銀行には半公共的性格を持たせる。

外貨使用計画は、「国民の側から見れば、殆ど予算に次ぐ重要事であるから」「国民に前以て知らしめる必要がある」。

貿易はすべて政府の許可を必要とする。貿易については通産省が、貿易外については大蔵省が許可を行う。ただし、その許可は内容に関するものであり、資金面の許可は外為委の任務である。

為替相場の変動から生じるリスクは外為委が負担する。

---

46) 「涉外取引取締法」昭和24年8月1日(木内文書387-8)。

貿易協定，決済協定，金融協定の責任者は通産大臣であるが，締結に当たっては，外為委，大蔵省，経済安定本部，外務省の参与を求めべきである。

外資導入政策は，現行の通り，特別の委員会が当たる。

8月中に開催された「『涉外取引統制法（仮称）』案審議各省会議」において，初めて，関係各省とともに「涉外取引統制法案」<sup>47)</sup>（第1次案）が検討された（この際に，法案名は「国際取引統制法案」と改められた）。この検討を踏まえて修正された第2次案が，9月24日の外為委・大蔵省・外務省・通産省の会議に提出され，一応の合意が成立し<sup>48)</sup>，9月28日に各省の意見を反映した第3次案が出来上がった<sup>49)</sup>。その後も，各省との調整が引き続き行われ，10月には名称を「外国為替及び外国貿易の管理に関する法律」と改めた第4次案が作成された<sup>50)</sup>。

第4次案では，外貨資金使用計画（外貨予算）についてつぎのように定めていた。経済安定本部が作成した外貨資金使用計画にもとづいて，外為委は外貨予算を割り当てる。大蔵省および通産省は外貨使用割当の範囲内で，外貨資金の使用を伴う取引および行為を許可する。最終的に制定された外為法では，総理大臣を議長とする閣僚レベルの会議（閣僚審議会）において外貨予算を決定することとなったが，外為委案では，最後まで，内閣の最高レベルの会議で外貨予算を決定する点が明確に示されなかった。

このように，外国為替・貿易の管理のための新たな法律案の編成作業は，8月から各省庁との調整が始まり，10月までに法案がほぼ完成した。

47) 「涉外取引統制法（仮称）要綱案（第一次法案）」8月9日（木内文書387-12），「涉外取引統制法（第一次草案）」昭和24年8月27日（木内文書407）。

48) 「国際取引統制法（案）」外為委 昭和24年9月24日（木内文書396），「九月二十四日会議 大蔵省・外務省・通産省」（木内文書399），『朝日新聞』1949年9月30日。

49) 「国際取引統制法（第三次案）」外為委，9月28日（木内文書408）。

50) 「外国為替及び外国貿易の管理に関する法律」（第4次案）日付なし（木内文書414-1）。渡辺誠 [1963] p. 75。



## 戦後為替管理の成立

ところが、10月末になっても、外為委と通産省との権限をめぐる意見の食い違いは埋まらず、膠着状態に陥った。

他方で、民間貿易の再開が急がれていた。10月にフリール使節団は、2か月以内に民間貿易を再開するよう勧告した。SCAPは10月20日に「無許可輸出に関する覚書」を發して、12月1日に民間輸出を再開することを、10月21日には「民間輸入に関する覚書」を發して、1950年1月1日に民間輸入を再開することを日本政府に指示した。

こうしたなかで、通産省が、貿易に関する規定だけを切り離して、外為法とは別の法律として先行して制定すべく、独自に「輸出貿易臨時措置法案」と「輸入貿易臨時措置法案」を作成し、SCAPに示したことは、混乱に拍車をかける結果となった<sup>51)</sup>。外為委は11月6日に外為法の第5次案を準備していたが<sup>52)</sup>、ここに至って、外為法の制定作業が中止される懸念も生じた。

この事態を打開するためにSCAPが乗り出し、12月1日に外為法が公布されることになるが、その経緯を述べる前に、9月から11月にかけてSCAPの招きで相次いで来日した、フリール使節団、ドイツ合同輸出機関のローガン、IMFのムラデクとウィチンが、為替・貿易管理制度の創設に与えた影響について見ておきたい。

### フリール調査団

フリール調査団は貿易制度についてアドバイスをを行うためにSCAPによって招請された調査団である。

---

51) 11月6日付の「外国為替の管理及び外国貿易の規則の臨時措置に関する法律案」(作成者不明)は、「外国為替の管理並びに外国貿易及びその他の対外取引の規制に関する制度が確立されるまでの間において」必要な臨時措置を講じることができるとしている(木内文書402-17)。この法案は、通産省が貿易関係の法律だけを切り離して制定するために準備した法案と見られる。

52) “Law Concerning Foreign Exchange and Foreign Control (5th Draft),” Nov. 6 (木内文書402-12)。

1949年5月10日、SCAP 経済科学局長マーカットは、ヴォーヒーズ陸軍次官に対して、単一為替レートの設定、為替管理制度の整備とは別に検討の必要がある貿易手続きについてアドバイスを求めるため、アメリカ関係各省のハイレベルのメンバーからなる調査団の派遣を要請した<sup>53)</sup>。

調査団は9月18日に来日し、10月24日に報告書「貿易に関する使節団の所見と勧告」をマッカーサーに提出した。この使節団は、陸軍省極東局産業貿易課長のオーモンド・フリール (Ormond Freile) を団長とし、商務省、国務省、財務省、ニューヨーク連銀のメンバー合計11名によって構成されていた。

報告書は、政府貿易を廃止し、民間貿易を促進する方針を示し、いくつかの提言を行った<sup>54)</sup>。その内容は、つぎのようなものであった。

政府貿易と貿易公団の存在が、輸出入物資の大量の滞貨の原因となっている。政府貿易は速やかに廃止し、2か月以内に民間貿易に移行する準備を整えるべきである。日本経済はアメリカ政府の経済援助に依存しているのだから、SCAP には貿易が効率的に行われるよう監視する責任がある。

民間貿易への移行に際しては、外為委が年間および四半期ごとの外貨収入を見積もり、経済安定本部が、年間および四半期ごとの輸入計画を立てる必要がある。四半期ごとの輸入計画の公表に際して、製造業者および輸入業者は輸入に必要な外貨の割当を申請する。この申請は公平に取り扱われなければならない。

輸出に関しては、戦略物資や国内で不足する物資を除いて、すべての品目について許可制は廃止されなければならない。フロア・プライス（最低輸出価格）制も廃止されるべきである<sup>55)</sup>。代わりに、資本逃避と

53) "Mission to review trade and business procedures (C-69921)," from W. F. Marquat to Voorhees, 10 May 1949 (NARA RG311 Box5978 Folder 1).

54) "Recommendations and Findings of the Advisory Mission for International Trade," Oct. 24, 1949 (日本銀行金融研究所編 [1996] pp. 807-844)。

55) フロア・プライス制は、外国貿易商によって輸出商品が買いたたかれることを防止する目的で1948年9月に設けられ、その後、目的がダンピング輸出

不公正貿易を監視するための規定を設ける必要がある。

講和条約締結までは、貿易促進のために用いることのできる手段は限定されているが、海外に通商事務所を設ける必要がある。また、輸出促進のための優先外貨制度はできるだけ早く実施に移さなければならない<sup>56)</sup>。

貿易を民間に移行させるためには、為替業務を営む民間銀行の再開が不可欠である。そのために、SCAP は速やかに日本の外国為替銀行が海外にコルレス勘定を開くことができるように手配しなければならない。また、SCAP が管理している外貨資金は、日本政府のエージェントである日銀に移管する必要がある。

アメリカは、多角的な貿易の復活と拡大を望んでおり、二国間取引協定はアメリカ政府の目的に反するので、できるだけ早期に廃止することが望ましい。日本が双務的貿易協定にこだわれば、将来の日本の貿易の発展に障害となるであろう。

外貨予算制度の導入、外国為替銀行の活用など、フリール使節団報告書の基本線は外為委の構想と一致する。この報告書の特徴は、多角的貿易の原則を強調し、双務貿易支払協定に否定的な点にあり、この点は次に述べるローガン構想とは対照的であった。また、優先外貨制度に対して好意的な点も注目される<sup>57)</sup>。

## ローガン構想

ドイツ輸出入合同機関 (Joint Export-Import Agency; JEIA) 理事長のウィリアム・ローガン (William J. Logan) が、SCAP の招きで、1949年10月に来

---

防止に変化した。フロア・プライス制は、1949年10月25日のSCAPメモランダムによって廃止された(実施、10月26日)。

56) 優先外貨制度は、輸出によって獲得した外貨の一部を貿易業者が輸入や商用の海外渡航に用いることを認める輸出報奨制度。1949年7月に制定・実施されていたが、49年中はこの制度の利用は低調であった。

日し、11月2日まで滞在した<sup>58)</sup>。ローガンはアメリカ人であり、ドイツ占領政策に携わったドッジとも親交があった。来日の目的は、民間貿易の再開について SCAP にアドバイスをを行うことと、日独貿易協定および双務支払協定の締結であった。

ローガンは纏まった意見書を残しておらず<sup>59)</sup>、また、SCAP との連携が円滑ではなく、その影響力は小さかったという指摘もある<sup>60)</sup>。ローガンの構想は、朝鮮戦争勃発などその後の予期しない出来事によって、前提自体が崩れてしまった部分も多いが、民間貿易の再開の手続きの制定や、双務支払協定の促進などに足跡を残した。

ローガンの構想の要点は、輸出自由化と輸入手続きの簡略化措置、協定貿易の促進にあった。

輸入については、輸入計画の範囲内で、早いもの順に輸入申請を認める方式（first come first serve の原則）を推奨した。個別の輸入許可は非効率と腐敗を招くというのがその理由であった。また、ローガンは官庁を通さずに貿易業者が輸出入を行えることが肝要だと考え、輸出入許可の窓口は、官庁ではなく、外国為替銀行に置くのが望ましいとした。

ドル不足の下での貿易拡大策として、スウィング付の貿易支払協定の拡大を奨励した。それまでに締結された貿易支払協定では、一定の期間後に二国間の貿易収支尻をドルやポンドで決済する方式が取られて

---

57) 優先外貨制度は、ドイツをはじめ、いくつかの国で採用された。IMF は、二重為替レートを発生させるとして、この制度に否定的であり、IMF 理事会は 1953 年 5 月に廃止勧告決議を行った（浅井 [2005] pp. 52-53）。

58) 『朝日新聞』1949 年 11 月 3 日。

59) 「政経懇話会概要」昭和 25 年 5 月 13 日、[大蔵省] 調査部（旧大蔵省資料）。

60) SCAP/ESS の外国貿易課長であったラッセル・W・ヘイルは、ローガンは SCAP とあまり接触せずに、日本人に対して売名的な行為を行った、ローガン構想は「一時はもてはやされた」が、実行可能な案ではなく、「あだ花」に終わったと、きわめてネガティブな評価を与えている（ラッセル・W・ヘイル [1974] pp. 34-35）。

いた。これに対して、スウィング付決済方式とは、一定期間が経過した時に、一定の金額（貿易計画の10～15%）を次期に繰り越すシステムである。縮小均衡に陥りがちであるという協定貿易の欠点を補うことが狙いである。また、ローガンは、まず最初に原材料等を輸入し、生産を拡大させた上で、輸出に振り向けるのが日本の経済復興にとって効果的であると主張した。このように、ローガン構想は、スウィング条項付双務貿易支払協定を結び、輸入を促進する「輸入先行主義」を主張した点に特徴があった。

西ドイツとの支払協定（金融取極）は10月4日、貿易協定（貿易総額2,000万ドル）は10月30日に締結された。支払協定には、ローガンの主張に沿って、300万ドルのスウィングが付けられた<sup>61)</sup>。

ローガン構想は、フリール使節団と同様、自由貿易主義的な考え方に立脚している。通産省は、ローガンの主張する自由貿易への急激な移行は、国内の価格統制にも影響を与えかねないと、戸惑いを隠せなかった<sup>62)</sup>。ローガンは自由貿易論者ではあったにもかかわらず、協定貿易には積極的であった。協定貿易についての評価は、フリール調査団とは対照的であった<sup>63)</sup>。また、「輸入先行主義」は、ドッジが唱えた「輸出優先主義」とは明らかに矛盾していた<sup>64)</sup>。「輸入先行主義」は、国内投資優先の主張であり、国内需要抑制のドッジの主張とは相容れない<sup>65)</sup>。

61) 『日本銀行沿革史』第4集、第12巻、pp. 788-789。なお、スウィング付支払協定は、日独協定が最初ではない。それ以前にも、フィンランド（1949年7月）、アルゼンチン（1949年6月）との協定に設けられていた。

62) *Nippon Times*, Oct. 22, 1949.

63) 堀越禎三（経団連常務理事）は、ローガンと面会した印象として、「徹底した自由主義者」だと述べているが、他方で、「自国の流儀を他国に押しつける」傾向があるとその独善的な姿勢に批判的な口吻も漏らしている（堀越禎三「ローガン構想と同氏の印象」『経済連合』1949年11月号、p. 304）。

64) ドッジの「輸出優先主義」は、1949年3月7日の「ドッジ声明」に端的に示されている（大蔵省財政史室編 [1982] pp. 38-40）。ローガン構想も輸出拡大を目指しているが、輸入を先行させて、国内投資を促進し、生産増大を優先する点は、国内投資にあまり積極的ではなかったドッジ・ラインと矛盾する。

### IMF 職員ムラデクの招請

1949年5月16日、SCAP/ESS 財政金融課は米陸軍省に対して、外国為替管理法の改正と貿易管理手続きの整備のために、国際金融問題の専門家の派遣を求めた<sup>66)</sup>。とくに、ヨーロッパにおける ECA（経済協力局）の経験を生かすために、ヨーロッパの事情や ECA, IMF の事情に通じている人物を望んだ。

8月29日、渡米中の SCAP/ESS 財政金融課のアリソンが、IMF を訪れ、ムラデク、ウィチン、テイラーら IMF 職員と、日本の為替管理の樹立について協議した<sup>67)</sup>。日本の現状では、厳格な輸入規制が不可欠であり、為替管理は輸入許可と一体で運営しなければならないという点で意見が一致した。アリソンはその場で、IMF に職員の日本派遣を求めたが、IMF 側は理事会の承認が必要なので、アメリカの理事サザードを通じて申請して欲しいと返答した。

陸軍省は、9月2日付で、IMF 職員のムラデク（Jan V. Mladek, チェコスロヴァキア出身の IMF 職員（Operation Department, Deputy Director）とウィチン（Ernest Wichin）の派遣を正式に要請した。正式要請を受けて IMF は、日本は近い将来 IMF に加盟する可能性がある<sup>68)</sup>ので、派遣は IMF にとつ

65) ローガンは離日する前に、第2次ドッジ使節団で来日したドッジと会ったはずであるが、残念ながら、両者の会談記録は見出せなかった（ローガンは、ドッジの来日を待つために滞日期間を延ばしていたとされる（高垣金三郎「ドッジ・ラインとローガン構想」『経済往来』第1巻第2号、1949年12月、p. 20）。当時の雑誌には、ローガン構想とドッジ・ラインとは矛盾しないと述べた記事が目につく（前掲、高垣「ドッジ・ラインとローガン構想」p. 24、「ローガン・ラインの構想」『エコノミスト』第27巻第33号、1949年11月、p. 17、「ローガン構想への註文」『ダイヤモンド』第37巻第34号、1949年11月、p. 11）。当局（SCAP）に配慮して書かれたものであろうか。

66) “Expert and Consultants for Year Ending June 30, 1950,” from ESS/FIN to ESS/ADM /DC, 16 May 1949 [NARA RG311, Box6374, Folder 48]. SCAP は大蔵省の案は不十分だとみなし、IMF から専門家を招いたものと見られる（大蔵省財政史室編 [1983], p. 381, p. 390）。

67) “Meeting with U. S. Army Officials Regarding the Establishment of an Exchange Control System in Japan,” Aug. 29, 1949 [IMF Archives, Central Files Collection, C/Japan/830].

ても有益だと判断し、両名が一時的に IMF の任務を離れ、日本に赴くことを承認した<sup>68)</sup>。

ムラデクは、10月10日に来日し、約1か月ほど滞在した<sup>69)</sup>。ムラデク調査団は、為替管理についてアドバイスをを行っただけでなく、外為法の骨子をみずから執筆するなど、積極的にコミットした。

調査団の「日本の外国為替及び外国貿易管理に関する報告書」(ムラデク=ウィチン報告)は、11月18日にマッカーサーに提出された<sup>70)</sup>。この報告書は、SCAP の為替管理方針を体現する権威ある意見として日本側に受け止められた<sup>71)</sup>。この報告書には、これは IMF の公式見解ではないが、IMF における実務経験を踏まえて書かれたものであると記されている。

報告書は、直接的な貿易・為替管理の必要性を強調し、次のようなシステムを提案した。

為替管理を成功させるためには、貿易管理と為替管理が一体となっていなければならない、その最適の方法は外貨予算制度である。戦前においては、為替管理は資本移動にのみ適用されたが、貿易管理との効果的な協調がなされなければ、有効な為替管理ができないことは過去の経験から明らかである。また、現在は通貨の交換性が失われているので、ドル、ポンド、オ

---

68) “Mr.Mladek’s assignment with SCAP,” Jun. 15, 1955 [IMF Archives, Central Files Collection, C/Japan/830]. この文書が1955年に作成されたのは、ムラデクの沖縄派遣に際して、1949年の経緯を調べる必要が生じたためである。この文書は、ムラデクとウィチンを選んだのが、陸軍省か IMF かは不明だと述べている。なお、ムラデクは、任務を終えて帰国した後の1950年1月13日に、IMF 理事会に出席を求められ、日本の経済・為替の現状と為替管理の方法について報告を行い、日本については、複数レートよりも、単一レートおよび量的為替制限が望ましいと述べた [IMF/EBM/520, Jan. 13, 1950].

69) ムラデクは、10月10日から11月20日まで、ウィチンは10月17日から11月20日まで日本に滞在した “Message from SCAP to DA,” Nov. 27, 1949 [NARA RG311, Box6374, Folder 48].

70) “Report on Exchange and Trade Controls in Japan,” Nov. 18, 1949 (日本銀行金融研究所編 [1996] pp. 846-870)。

71) ジャン・V・ムラデック、アーネスト・A・ウィチン「日本の外国為替及び外国貿易管理に関する報告書」『外国為替』創刊号(1950年4月)、第2号(1950年5月)。

ープン・アカウントについてそれぞれ別個に予算を立てる必要がある。外貨予算の決定には、閣僚によって構成される委員会ないし審議会が当たり、議長は大蔵大臣が務めることが望ましい。外貨予算は、緊急の需要に応えるために弾力性を持たなければならない。供給不足の物資については、割当制をとるべきであり、早い者勝ちの制度や包括的許可制は思惑的輸入を招き、国内経済を混乱させる。貿易を円滑にしようとする余り、計画を破たんし追い込むことは賢明ではないので、非割当物資の指定は慎重に行うべきである。資本の逃避を防止し、すべての為替を当局に帰属させるように、外貨を厳重に管理しなければならない。輸出については、先に来日したフリール使節団は資本逃避、ダンピング防止のために輸出管理が必要だと指摘したが、それに加えて、特定の通貨地域との収支を均衡させるための輸出管理も必要であることを強調したい。輸出管理は事後管理が好ましいが、うまく行かない場合には、直接的な事前の輸出許可制を採ることを躊躇すべきではない。また、日本の再建のためには、ある程度の外資は当然必要となろう。しかし、現在においては無差別の外資導入は許されるべきではなく、不生産的な外資導入や設備が比較的十分に整っている産業への外資導入は避けることが望ましい。ただし、いったん導入が許可されたならば、配当・利子、元本の送金許可は与えられなければならない。

ムラデク＝ウィチン報告は、全体として直接的な貿易・為替統制の必要性を強調しており、フリール調査団の報告やローガン構想と比較すれば、統制的な色彩が濃い。自由輸出についても消極的であり、また、輸入についても外貨割当制を重視し、ローガン構想が唱えた外貨割当の早い者勝ち制度にも否定的である。

当時の日本側の関係者は知るべくもなかったが、公表されたムラデク＝ウィチン報告とは別に、微妙な点にかかわる秘密報告書を、11月18日に、ムラデクはマッカーサーに提出していた<sup>72)</sup>。

72) “Confidential Supplement to the Report on Exchange and Trade Controls,” 18



この報告書において、ムラデクは2点を勧告している。

第1に、為替管理の権限は大蔵省に属させるべきだと勧告した。

外貨予算を決定する閣僚審議会は、総理大臣ではなく、大蔵大臣のもとに置き、外貨予算の編成は経済安定本部ではなく、大蔵省が担当すべきである<sup>73)</sup>。外国為替の管理権限は外為委ではなく大蔵省に属するべきだ。このように勧告するのは、通貨の安定と国際収支の均衡に責任を負うのは大蔵省であるからであり、また、総理大臣が閣僚審議会を主催すれば、かえって権力の集中を招く恐れがあるからである。独立した組織である外為委は、実務を担当するよりも、監査・検査を行う方がふさわしい。また、中央銀行は、いずれの国においても、財務大臣の代理として事務を担当しており、直接の権限を持つわけではない<sup>74)</sup>。

第2に、SCAP が為替管理を日本政府に委ねる際には慎重な配慮が必要だと勧告した。

SCAP は日本の経済状態が悪化しないように、また、経済援助が適切に利用されるように監督することを通じて、日本経済の発展を促進しなければならない。貿易・為替管理は一国の経済に介入する戦略的手段として決定的に重要である。したがって、安易に為替管理を日本側に移行してはならない。

為替管理権限を大蔵省に帰属させるという考え方は、いかにも IMF 的な発想である。各国の IMF の代表は原則として財務大臣であり、IMF は政府間の取引を通じて為替の安定、国際収支の均衡を図ることを目的とし

---

Nov., 1949 [NARA RG311, Box7654]

73) 前述のように、公表報告書でも、閣僚会議の議長は大蔵大臣がふさわしいと述べていた。しかし、「閣僚審議会令」(1949年12月1日公布)により、閣僚審議会の会長は内閣総理大臣と定められた。SCAP は、ムラデクの意見とは異なる決定をしたことになる。

74) なお、ヤング報告書は、為替管理は日本銀行に移管されるべきだと述べている(「円外国為替政策に関する特別使節団の報告」1948年6月12日(『エコノミスト』編集部訳)『エコノミスト』1972年3月7日号, p. 146)。

た機関である。政府から独立した行政委員会である外為委を新設し、これに為替管理権限を与えた SCAP の方針に、ムラデクが違和感を覚えたとしても不思議ではない。

外為法の公布 (1949年12月1日)

先に述べたように、「為替管理の所管をめぐって大蔵、通産、外為委等が、GHQ もほとほとてあますほどの論争」を行い、法案編成作業は難航した<sup>75)</sup>。外為法制定が延期される懸念も出て来るなかで、最終的に SCAP は、とにかく一般的な規定を盛り込んだ外為法だけは作成する方針を固めた。

11月10日、外為法の制定に関する会談において SCAP/ESS のライダー (William T. Ryder) は、増田官房長官に対してつぎのように述べた<sup>76)</sup>。行政責任や管理手続きについて、外為委と通産省との間に意見の一致が見られないので、まず、一般的な法律を制定し、そのうえで政令・省令によって民間の輸出入の手続きを定めるのが適切である。SCAP は、来日中の IMF の専門家に「貿易統制一般法」案の起草を依頼し、すでに草案は出来上がっている。この草案の第2条に規定する閣僚委員会は、日本側が想定しているようなレベルのものではなく、内閣の最高責任者によって構成されるべきであり、総理大臣が委員長にならなければならない。

SCAP は11月15日に、日本政府にムラデクの作成したアウトラインを示した。これはきわめてラフなものだったので、12月1日の民間輸出入貿易の再開に間に合わせるために、肉づけをする作業が急ピッチで行われた<sup>77)</sup>。こうして、外為委がそれまで5次にわたって練ってきた案とは別に、

75) 渡辺誠 [1975] p. 1. 渡辺誠は、当時、外為委為替課長であった。

76) 「外国為替及び貿易統制一般法に関する増田官房長官及びライダー中佐会談 (昭和24年11月10日)」(木内文書402-9)。

77) “Outline of a General Law for Foreign Exchange and Trade Control,” undated (木内文書403-1)。文書には日付はないが、通商産業省通商局 [1950] には、

## 戦後為替管理の成立

ムラデクのアウトラインに沿った第6次案が作成され<sup>78)</sup>、11月16日～18日にSCAPと日本政府との合同の会議で検討に付され<sup>79)</sup>、最終案が完成した<sup>80)</sup>。法案は11月22日に国会に提出され、無修正で11月30日に可決成立、12月1日に公布された。

この法律と同時に、12月1日、「外国為替管理委員会設置法」と「外国為替特別会計法」が公布された。「外国為替管理委員会設置法」は、「外国為替管理委員会令」に代わって制定されたものである。この法律では、それまで外為委が持っていた為替管理の総合的調整の機能が削除され、外為委は政策立案の機能を失った。外為委の権限が弱められた理由は明らかではない。公式的には、外為法が成立し、外為委の制度設計の仕事も一段落したことが理由であったが<sup>81)</sup>、前述したムラデクの秘密報告が影響を与えた可能性も考えられる。

以上、外為法の成立の過程を検討してきた。SCAPは、包括的な外為法の制定を断念したものの、外為法の制定自体は先送りにはしなかった。それはなぜであろうか？ 外貨予算の編成を重視していたSCAPにとって、閣僚委員会の根拠法を制定しておく必要があったものと考えられる。ムラデク＝ウィチン報告は、外貨予算を閣僚レベルの会議で決定することを強く求めており、先に掲げたライダーの発言に現れているように、それはSCAPの強い希望でもあった。

こうして発足した外為法の概要を簡単に見ておきたい。

新しい外為法は、その目的として、「外国貿易の正常な発展を図り、国

---

ムラデクの基本方針は11月15日に示されたと記されている (p. 13)。

78) “Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (6th Draft),” undated (木内文書 403-2)。「Nov. 16-18 Ryder 会議に使った原稿」と鉛筆で書き込みがある。

79) 川口嘉一 [1975] p. 6.

80) “Final Draft Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law,” undated (木内文書 403-3)。

81) 木内 [1952] p. 12.

際収支の均衡，通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために，外国貿易及びその他の対外取引の管理を行い，もって国民経済の復興と発展に寄与すること」を掲げている。

外為法の特色は次のように要約できる<sup>82)</sup>。

すべての対外取引を管理・許可の対象とした（「原則禁止」規定<sup>83)</sup>）。

為替管理の重点は，外貨の集中と配分に置かれ，外貨を有効に配分するために外貨予算制度が新たに設けられた<sup>84)</sup>（外貨集中制）。

単一の基準為替相場を設け，直物為替の変動幅は基準相場の1%以内とすることが定められた（単一固定レート制）。

対外取引の安全，国際信用の保持の観点から，政府の認可を受けた外国為替銀行のみが外国為替業務に携わることができるとした（「為銀主義」）。

外為法は，木内外為委委員長が中心となって編成した法案とは異なり，いわば骨格だけの簡単な法律として成立した。そして，以下の点が不十分なままに残された。

基本原則だけを定め，具体的な部分はすべて法令に委ねた。授權法的な性格が強かった<sup>85)</sup>。

貿易・為替管理の権限の所在が曖昧なままに残された。

外資に関する規定は切り離され，別の法律に委ねられた。

木内は，外為法が外為委の「草案とは非常に離れたもの」となったとする一方で，「アリソンがワシントンに持って行った12箇条の精神はおおむ

---

82) 制定直後に書かれた外為法の解説として，稲益繁 [1949] を挙げるができる。

83) 1941年改正の「外国為替管理法」は，貿易も含めてすべての為替取引を管理の対象とした。しかし，管理の対象は貿易為替管理であり，貿易自体は対象ではなかった。この点で，「外国為替管理法」と戦後の外為法とは異なる（福井博夫 [1981] pp. 7-11）。

84) 外貨予算という言葉は，ムラデク = ウィチン報告の“Exchange Budget”の訳語である。

85) 渡辺誠 [1963] p. 82.

## 戦後為替管理の成立

ね貫かれている」と述べている<sup>86)</sup>。基本的な枠組みに関して言えば、権限の帰属を別にして、外為委案の基本線は貫かれたと評価してよいであろう<sup>87)</sup>。換言すれば、外為法は木内構想を核にして編成されたということになる。木内は、戦後の情勢を的確に把握し、SCAPの意向も察知しており、それが外為委案に反映されたと評価できる。フリールやムラデクなどの意見が、木内の意見と大筋において一致したことは、そうした評価の妥当性を示す根拠となろう。

ところで、外為法が貿易・為替管理の大枠しか定めず、多くの部分が政令に委ねられた結果、「外国為替管理令」(以下、外為管理令と略す)の制定を待たねば、外為法を全面施行できなかつた。そこで大蔵省が中心となり、外為管理令の起草が進められた。新たに制定された「外国為替管理委員会法」は、外為委を政策決定から排除したので、外為委は中心的役割を果たすことはできなかつた<sup>88)</sup>。外為管理令の編成作業は手間取り、当初の予定より約3か月遅れ、6月27日に公布された。

外為管理令の起草過程では、1950年3月～4月に来日した英国大蔵省のソーレー(G. C. Thorley)から意見聴取が行われた。ソーレーは、ムラデクが中心となって作成した外為法に批判的であった。ソーレーは、外為法はチェコスロヴァキアの法律の引き写しであり、「すべてを『支払』制限で律して行こうと云うシャハト以来の旧思想で、英国では最早通用しない」と厳しい評価を下した<sup>89)</sup>。また、SCAPで外為法制定の中心であったライダーは、1949年末から50年3月にかけてイギリスと西ドイツの為替管理を視察した<sup>90)</sup>。ソーレーやライダーは、政府の統制的な色彩を弱めることが望ましいという意見を述べたが、結果的には、外為管理令は為替管理

86) 木内信胤 [1952] p. 11.

87) 渡辺誠も外為委案の基本線は貫かれたと評価している(渡辺誠 [1963] pp. 76-77)。

88) 木内信胤 [1952] p. 12.

89) 「為替管理に関し英国大蔵省 G. C. Thorley 氏・英国ミッション C. C. Thomas 氏との会談要旨」(木内文書 414-17)。

の統制的な色彩を薄めるものとはならなかった。当時外為委に在籍していた渡辺誠（のち、大蔵省為替局）は、こうして作られた為替管理体系を、後に、「為替，貿易を含む複雑怪奇なトーチカ」と呼んでいる<sup>91)</sup>。

## （2）外資法の成立

### 日本国内の外資導入積極論

戦後復興のために外資を活用すべきという意見は、占領のごく初期から唱えられており、1947年になると民間外資導入論は盛り上がりを見せた<sup>92)</sup>。食糧・医療品を中心としたガリオア援助や、輸出入回転基金・綿花クレジットといった米国政府による短期貿易資金供与には限界があり、産業の復興のためには民間外資に依存せざるを得ないという意見である。

こうした世論に SCAP は理解を示し、1947年末に経済安定本部に対し、外資導入に関して意見を提出するように求めた。政府は経済安定本部貿易外資委員会での問題を検討した。同年12月19日の委員会にかけられた大蔵省の「外資導入に関する基本方針（案）」は、この時点での政府の共通見解と言ってもよい<sup>93)</sup>。同文書は、「外資導入を基本国策の一つ」と位置づけ、外資導入に積極的な姿勢を示した。ただし、国際収支の好転は当分は望めないで、元利返済の負担を考慮して、選択的に外資を導入するのが望ましいとした。選択の基準としては、経済再建に必要な物資の輸入を伴うこと、償還が国際収支均衡を損なわないことの2点を示した。

また、経済安定本部が SCAP に提出した1948年1月2日の「外国為替管理に関する非公式且暫定的意見書」は、導入を希望する外資の筆頭に、

---

90) 大蔵省財政史室 [1975] p. 57. ライダーは以下の報告書を纏めた。“Report on Exchange Controls in U. K. & Germany,” William T. Ryder, undated [NARA RG331 Box6667 Folder 13].

91) 渡辺誠 [1975] p. 2.

92) 1949年1月のサーキュラー発出以前の外資導入政策については、宮崎正康 [1987-a]，同 [1987-b] 参照。

93) 総合研究開発機構戦後経済政策資料研究会 [1995] pp. 967-976.

「日本の生産力復興に寄与すべき緊要事業の生産施設及び技術、資材、原料、動力用資材の輸入を目的とするもの」を、導入を希望しない外資の筆頭に、「株式、生産設備等の大口買入により我国産業の支配を結果する如きもの」を挙げた<sup>94)</sup>。

長期借款形態の民間外資導入については日本側に異論は少なかったが、経営支配にかかわる株式取得に関しては、政府、財界の双方に、積極論と警戒論が存在した<sup>95)</sup>。1948年3月に成立した芦田内閣は、財界の有力団体である日本産業協議会(日産協)と連絡を取りつつ、外資導入政策を積極的に推進した。日産協の「長崎私案」(48年5月5日に長崎英造がSCAPに提出した私案)にもとづいて作成された日産協産業外資常任委員会の統一見解は、経営参加の問題については曖昧なままにしつつも、「民間外資については、原則として自由に導入を促進する」と外資導入に積極的な姿勢をアピールした<sup>96)</sup>。

このように1947年末から48年初めにかけて、外資導入の受入態勢の整備が急がれたのは、当時、48年早々にも外国投資家の来日が実現するという楽観的な予測があったためである。しかし、実際には、外国投資家は来日せず、対日投資への関心も低く、外国民間資本の導入は困難であることが明らかとなった。

「非日本人の日本に於ける事業活動の件」(SCAPIN) 1949年1月

外資導入は喧しく論じられたが、外資導入の制度の整備はようやく1949年に緒についた。

1949年1月14日、SCAPはサーキュラー(回状)第1号「私的商業入

---

94) 総合研究開発機構戦後経済政策資料研究会 [1995] pp. 986-994.

95) 商工省は外資に対して非常に警戒的であった(「外資導入選別基準に関する件」昭和23年1月24日、商工省総務局物資調整課(総合研究開発機構戦後経済政策資料研究会 [1995] pp. 1030-1039)。

96) 宮崎正康 [1987-b] p. 91.

国者に関する件」, 第2号「外国人の日本における事業並びに投資活動」および日本政府宛覚書「非日本人の日本に於ける事業活動の件」を発して、外国人の日本国内における投資活動およびそのための入国を認めた<sup>97)</sup>。これにより、戦前に外国人が行った投資の回復と、新規投資は可能となった<sup>98)</sup>。しかし、この措置は戦前の状態の復旧をめざしたにすぎず、積極的に外国人の投資を促すものではなかった。日本の資材・設備・サービスの極度の不足により、外国投資家は困難に直面することが予測されるが、外国人投資家は物資割当等について特別扱いを受けるわけではないと、サーキュラーは投資家に注意を喚起していた。また、外国投資家が強い関心を抱く、元本および果実(利益)の海外送金の可否については何も触れていなかった。この時期のSCAPの姿勢は、外資に対して抑制的であったとされるが、それはこうした点に現れている。

このように、SCAPの態度は冷淡であったものの、外資導入の道は開かれた。外資導入の審査は日本政府が行うが、最終的な許可権はSCAPが持つシステムである。申請者は、日本政府とSCAPの2段階の審査を受けることになる。日本政府の審査は、外資委員会(「外国人の財産取得に関する政令」1949年3月15日にもとづき設置、各省次官で構成され、経済安定本部内に置かれた)において、SCAPの審査は外国投資委員会(ESSとLSの委員7名で構成)が行うことになった<sup>99)</sup>。

---

97) “Circular 1, Private Commercial Entrance,” 14 Jan. 1949, “Circular 2, Foreign Business and Investment Activities in Japan,” 14 Jan. 1949, “Business Activities of Non-Japanese in Japan (SCAPIN 1961),” 14 Jan. 1949.

98) 外国人が戦前に所有した株式の回復措置は、「連合国財産株式の回復に関する政令に関する覚書」(1949年8月10日)および「連合国財産である株式の回復に関する政令」(1949年8月18日 政令第310号)によって手続きが定められた(矢沢 [1949] p. 60)。

99) 矢沢 [1949] p. 58.



## 戦後為替管理の成立

外資法の制定（1950年5月10日）

1949年12月に外為法が制定された際に、外資についての規定は外為法に盛り込まれず、別個の法律として外資法が制定されることになった。1950年1月19日に外資法制定のためのSCAPと日本政府とのワーキング・グループ（Allison's Committee）が設けられ、30日以内に外資法を準備する方針が立てられた<sup>100</sup>。このワーキング・グループでは、大蔵省が中心となって法案が作成され、2月18日に最終案「外資の調整に関する法律案」が纏まった<sup>101</sup>。

大蔵省が用意した「外資導入に関する基本方針」（「5原則」）は、3月3日に閣議で決定された。それは以下のとおりである<sup>102</sup>。

外資の導入は自由にすること。但し将来の紛争を防止するため政府は外国人の財産取得が適法にして且つ脅迫に依るものでないことを認証する。

外資の利子・利潤の送金は、一定限度迄は許可を要しないものとする。必要な海外送金を確保するため政府は国際収支表を作成する。

外国人の既に蓄積している円資金及び将来蓄積される円資金の使用についても 準ずる

外国人の所有又は支配する財産につき国有その他、国家権力による収用のあった場合の憲法の規定による補償については全額送金を認める。

ところが、この「5原則」はSCAPの反対に遭ってしまった<sup>103</sup>。3月7日に吉田首相がマッカーサーに「5原則」を送って承認を求めたところ、マッカーサーは、外貨導入を無制限に認めることは外貨が切迫している現

100) “Joint JG-SCAP Working Group on Investment Program.” (木内文書 899-2)。

101) “Final Draft, Law Concerning Foreign Investment,” Feb. 16, 1950 (木内文書 899-54), 「外資の調整に関する法律案」昭和25年2月18日(木内文書918)。

102) 「外資導入に関する基本方針(回議提案)」大蔵省 昭和25年3月3日(木内文書916)。この方針が、閣議決定ないし諒解を得たことは間違いがないが、閣議資料ファイルにはこの史料は含まれていない。

103) 「外資の調整に関する法律案の対総司令部交渉について」(旧大蔵省資料)。

状では不可能であるとして、これを拒否し、投資を選別するように指示した<sup>104)</sup>。日本政府は、3月7日閣議決定の法案<sup>105)</sup>はマッカーサーの趣旨に反するものではないと弁明しつつも、法案の修正についてはSCAPと協議する姿勢を示した<sup>106)</sup>。

SCAPとの協議の結果、法案にはいくつかの修正が加えられた。その主要な点は、外資導入を許可する条件が明記されたこと（外資法第6条）、社債・貸付金債権の形態での外資導入が届出から認可になったこと（同第13条）である。また、外資導入を許可する条件として、国際収支の改善に寄与すること、重要産業又は公益事業の発達に寄与すること、重要産業又は公益事業に関する従来の技術契約の更新または継続に必要であることの3つが示され、が最優先することが明記された。

こうして、1950年5月10日外資法が制定に至った（6月8日施行<sup>107)</sup>。

外資法は、第1条で「日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴って生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ、もってわが国に対する外国資本の投下のための健全な基礎を作ること」を、その目的として謳っている。また、第2条には、「わが国に対する外国資本の投下は、できる限り自由に認められるべきもの」とすると記された。以上のように、SCAPから異論が出され、修正が加えられたも

---

104) “Letter from Yoshida to MacArthur,” Mar. 7, 1950; “Letter from MacArthur to Yoshida,” Mar. 9, 1950; “Letter from Yoshida to MacArthur,” Mar. 11, 1950; “Letter from Yoshida to Marquat,” Mar. 11 (袖井林二郎 [2000] 日本語訳 pp. 297-299, 英語原文 pp. 168-170)。

105) 外資法の名称も、法案段階で何回も変更されたが、3月7日閣議決定の法案は「外国資本の投下及びこれに伴う送金の確保に関する法律案」『閣議・事務次官等会議資料』（昭和25年3月）[国立公文書館]。

106) “Letter from Yoshida to MacArthur,” Mar. 11, 1950; “Letter from Yoshida to Marquat,” Mar. 11 (袖井林二郎 [2000] 日本語訳 pp. 300-302, 英語原文 pp. 171-172)。

107) 外資法は、一般法である外為法に対して特別法の位置にあり、外為法よりも外資法の規定が優先される（吉田富士雄 [1967] pp. 71-72）。

のの、外資を積極的に受け入れるという基本方針は法律に明記された。

こうして積極的な外資受入方針は示されたが、世銀借款や米輸出入銀行借款などの公的融資を除けば、株式・債権取得の形態での民間外資の導入は順調には進まなかった。外資導入を妨げた最大の要因は、国際資本市場の復活の遅れという外的条件であった。1960年になって、ようやく日本の企業は海外における社債発行を再開することができたのである。

外資法が、株式の配当の外貨送金を保証したものの、元本の送金について厳しい制限を設けたことも外資導入を妨げる要因となった。当初は元本の送金の保証はなく、1952年7月に、ようやく株式元本の送金期間7年間（2年据置・5年分割）の制度が設けられた（1960年以降、次第に緩和）。こうした外貨送金制限は、資本逃避を防ぎ、流動性危機を防ぐために設けられた規制であった。しかし、資本引き揚げが外貨危機を発生させるほど大規模な対日投資は、そもそも行われなかった。また、外国人に経営権を支配されることを懸念して設けられた、1社当たりの株式取得の制限も外資導入の阻害要因となった。しかも、経済復興が進むにつれて、外国投資家による経営権の侵害を懸念する経営者のガードはますます固くなった。

外資の管理は、占領期を通じて経済安定本部が所管した。1947年末にSCAPが日本政府に外資導入について諮問した時から、SCAPは経済安定本部に外資導入の権限をゆだねる方針を持っていたようである。「外国人の財産取得に関する政令」（1949年3月）にもとづいて経済安定本部の外局として1949年3月15日に外資委員会が設けられた<sup>108)</sup>。50年5月10日、外資法と同時に「外資委員会設置法」が公布され、外資委員会は法律に基づく委員会となった。この委員会は、外国人の対日投資の可否に関する意見をSCAPに具申する役割を持ち、引き続き、経済安定本部の所管となった。

---

108) 経済企画庁戦後経済史編纂室編 [1964] pp. 371-374. 矢沢淳 [1949].

## 5 占領期為替管理の終焉

### (1) 外貨資金の日本側への移管<sup>109)</sup>

1949年から52年にかけて、SCAPが管理する外貨資金の日本側への移管が漸次進められた。

まず、1949年11月1日、SCAP勘定のうち、商業勘定、オープン勘定、綿製品勘定など主要部分の経理が外為委に移管された。1949年12月1日に外国為替特別会計が設置され(1949年12月1日公布「外国為替特別会計法」)、日本政府による外貨管理への関与が一部、復活した<sup>110)</sup>。すなわち、12月29日に外為委はSCAPから外貨資金操作の全権委任を受け、SCAPの代理勘定として外国為替管理委員会勘定(FECBa/c)が設けられた。しかし、この段階では外貨管理権が全面的に日本政府に移管されたわけではなかった。

1951年4月にSCAPは外貨資金管理の全面的移管の方針を日本政府に伝えた。8月16日、SCAPは米ドル資金の管理権を日本政府に移管した<sup>111)</sup>。ポンド資金は10月2日に移管された。また、オープン勘定は、それぞれの相手国との交渉を経て、51年8月から52年4月までに日本政府に移された。

日本がIMFに対して加盟を申請したのは、1951年8月9日である。ドル資金の管理権移行とほぼ同時に、IMF加盟を申請したことは、日本政府への外貨管理権の移行が、IMF加盟国のための必要条件であったことを示している。

---

109) 外貨資金の日本政府への移管については、伊藤正直が詳細に明らかにしている(通商産業省[1990]第5章第3節3,伊藤正直[2009]pp.109-118)。

110) 外国為替特別会計は、1951年4月1日から外国為替資金特別会計に再編された。

111) 「外貨資金の移管に関する外国為替管理委員会委員長談」昭和26年7月20日(旧大蔵省資料)。

(2) 外国為替管理委員会の廃止

外為委は1952年8月に廃止され、その権限は大蔵省に移され、新たに大蔵省為替局が設けられた。以下、その経緯を述べる。

1951年4月5日、マーケット経済科学局長は吉田首相に面会し、為替管理の移管に関する書簡を手渡した<sup>112)</sup>。この書簡は、為替管理権の日本政府への正式な移管を実施するSCAPの意向を伝えるとともに、移管までに日本政府が為替管理に関する永続的で継続性のある機関、政策、手続きを検討するよう求めた<sup>113)</sup>。このSCAPの意向は、事前に日本政府に伝えられており、大蔵省内では3月頃から、為替管理権の移管を機に外為委を廃止しようとする意見が強まった。池田蔵相は、4月17日の記者会見で、外為委を大蔵省に吸収する意向を明らかにし<sup>114)</sup>、4月27日には大蔵省は、外為委を大蔵省の外局とする案を示した<sup>115)</sup>。これに対して、同日に外為委は、為替管理と貿易管理の双方を所管する機構として外為委の存在が不可欠であることを訴えた意見書を総理大臣に提出した<sup>116)</sup>。結局、この時には大蔵省案は、大蔵省の権限強化を警戒する通産省、経済安定本部が外為委に同調したために、採択されず、5月11日の閣議了解で、基本的に現状維持ということに落ち着いた<sup>117)</sup>。

1952年に、講和条約の発効にともない、行政機構の大幅な改革が行われた。これは、吉田内閣が政令諮問委員会において1951年5月から検討してきた占領改革の見直しの一環であった。政令諮問委員会の答申には、「外為機構の廃止」が謳われていた<sup>118)</sup>。これを受けて、1952年4月5日

---

112) 大蔵省財政史室編 [1983] pp. 654-655.

113) “Letter to Yoshida, Prime Minister from Marquat, Chief, ESS,” 3 Apr. 1951 [NARA RG331, Box5983, Folder 2].

114) 『金融財政事情』1951年4月30日, p. 11.

115) 「外貨管理権の委譲に伴う為替管理機構の改正(案)」昭和26年4月27日, 大蔵省(木内文書419-11)。

116) 「為替管理機構に関する外国為替管理委員会意見」昭和26年4月27日, 外国為替管理委員会(木内文書419-13)。

117) 「閣議諒解(案)」昭和26年5月11日(木内文書419-2)。

の閣議において外為委の廃止と大蔵省為替局の設置が決定された。この決定の直前の3月下旬に、木内外為委委員長は吉田首相に外為委の廃止は国際信用を損ねるので存続させるべきとの意見を具申しした<sup>119)</sup>。吉田首相は一旦はこの意見に傾いたが、最終的には、池田蔵相の意見を容れ、外為委廃止に踏み切った<sup>120)</sup>。

機構改革関連法案が7月31日に通過し、8月1日、正式に外為委が廃止され、その権限は大蔵省為替局に移行した<sup>121)</sup>。あわせて、外国為替に関する重要事項を調査審議するために、大蔵大臣の諮問機関として外国為替審議会が設けられた。

また、同じ時に経済安定本部の権限縮小と経済審議会への改組が実施され、それにともない、閣僚審議会、外資委員会の組織変更も行われた。閣僚審議会が審議・決定する外貨予算の編成事務は、従来、経済安定本部貿易局が行っていたが、輸入およびこれに関連する貿易外の支払については通産省、それ以外の支払については大蔵省に移管され、とりまとめは大蔵省為替局が行うこととなった。経済安定本部の外局であった外資委員会は7月31日に廃止され、関係省庁の次官及び有識者によって構成される大蔵省所管の外資審議会にその権限が移された<sup>122)</sup>。

通産省は、貿易にかかわる外貨予算案の編成権と、輸入等の外貨予算使用の確認の権限を得たが<sup>123)</sup>、外為委の大部分の権限を引き継いだのは大蔵省であった。

---

118) 『金融財政事情』1951年9月10日, p. 9, 10月1日, p. 12.

119) 木内 [1953-b] pp. 8-9.

120) 「外為委廃止の経緯をさぐる」『金融財政事情』1952年8月18日, p. 8.

121) 宮川新一郎(大蔵省為替局総務課長)「大蔵省為替局の設置について」『外国為替』第56号(1952年9月) pp. 1-3.

122) 花村信平(通産省企業局産業資金課)「外資導入二カ年間の実績と今後の方向 - 外資委員会の設立から廃止まで - 」『金融財政事情』1952年8月25日, 9月1日.

123) 通産省通商局為替課「通商局の新機構とその業務」『外国為替』第56号(1952年9月) pp. 3-5.

## 戦後為替管理の成立

SCAP の強いイニシアティブのもとで設けられた外為委は、占領が終われば後盾を失い、廃止される運命にあったとも言えよう。しかし、外為委が権限の縮小にとどまらず、完全廃止に追い込まれた理由としては、外為委の存在の曖昧さが指摘できる。政府から独立した機関が政策決定、為替行政の主体となることには無理があった。また、大蔵省が為替管理の主体となり、金融・財政・為替を一元的にコントロールするシステムの方が、ブレトンウッズ体制と整合的であったことも事実である。

しかし他方で、外貨予算の編成において、閣僚審議会という省庁を横断する組織が残されたことにも着目する必要がある。とりわけ、外貨予算の編成、執行に当たっては、占領終結後通産省が大きな力を持った。IMF 14 条国時代（1952～64 年）を通じて、輸出入の管理は依然として重要性を持ち続け、為替管理は貿易政策および産業政策を包含することによって機能したのである。

### （3）1950 年から占領終結までの国際収支と外貨予算

#### 国際収支の動向

1950 年 1 月に再出発した貿易は、その半年余り後の 6 月 25 日の朝鮮戦争勃発、51 年 7 月の朝鮮休戦会談の開始によって、世界経済の激動にさらされた。朝鮮戦争勃発によって、原料を中心とする商品の需要が急増し、世界市場は買い手市場から売り手市場に転じ、世界的なブームが現出し、物価は急騰した。しかし、51 年 6 月 23 日のマリク声明（ソ連国連代表マリクによる朝鮮停戦交渉の提案）、7 月 10 日の休戦会談の開始により、一転して、物価は暴落し、景気は停滞に向かった。日本経済は荒波に翻弄されながらも、結果的には朝鮮特需と輸出伸長によって、大きな利益を享受した。輸出は 50、51 年の 2 年間に約 2 倍半に増大し、特需収入はこの 2 年間に 5 億 2,000 万ドルに及んだ（表 1）。49 年末の外貨保有高は、2 億ドルにすぎなかったが、52 年 3 月末には 10 億ドルに達した<sup>124</sup>。日本が IMF に加

盟した52年8月までには、特需に依存しつつも、国際収支は安定した状態に到達した。

1950年1月の民間貿易再開から52年4月の占領終結までの国際収支の動向を、やや詳しく見ておきたい(表2)。輸出は、朝鮮戦争勃発を契機に急増し、51年下期にピークに達した後、漸減傾向を示した。輸入は、ブーム期に激増したが、とくに12億ドル以上を記録した51年上期は目立っている。政府、日銀による積極的な輸入促進政策が、この時期の輸入を加速させた。

決済地域別では、輸出においてポンド圏がもっとも大きな比重を占めていた。しかし、ポンド圏への輸出は不安定であり、1949年上期から50年下期にかけては減少、その後51年下期まで急増、52年には停滞から減少といった動きを示した。ドル圏貿易は圧倒的な輸入超過であり、恒常的な大幅赤字であった。この貿易赤字は、米国の対日援助によって軽減されていたが、援助は50年以降急減し、新たに登場した特需がドル圏貿易の赤字を補填した。清算勘定地域への輸出は、ドル圏への輸出と並ぶ規模であったが、51年上期をピークに、急速に減少に向かった。

貿易品目別では、1950、51年において、繊維製品が輸出の半ば近くを占めた(表3)。また鉄鋼を中心とする金属・金属製品輸出が朝鮮戦争ブームで急増したことが注目される。輸入は、繊維原料と食糧・飲料品が肩を並べて首位に立ち、両方で輸入の半ば以上を占めた。繊維原料以外の原料、原油、機械類の輸入は、この時期には、まだ、あまり大きくはなかった。

## 外貨予算

外貨予算規模は、輸出・特需の急速な伸長にともなって拡大し、1950

---

124) 1949年12月末現在、米ドル1億5,610万ドル、英ポンド4,440万ドル(1,580万ポンド)。52年3月末現在、米ドル6億4,260万ドル、英ポンド2億7,910万ドル(9,970万ポンド)。



表 1 輸出入額 (1945 ~ 51年)

暦年	輸出		輸入			貿易収支 (除援助) (1)-(3)	貿易収支 (含援助) (1)-(4)	特需
	計	ポンド	米国援助 (2)	商業勘定 (3)	合計 (4)			
1945 9~46.12	26,102	12,165	192,893	112,600	305,493	202,201	9,308	
1947	24,868	10,007	404,433	119,128	523,562	349,994	54,439	
1948	32,273	12,134	461,004	222,078	683,082	424,811	36,193	
1949	49,733	17,311	509,700	370,095	904,845	395,145	139,605	
1950	66,179	15,849	820,055	613,045	974,339	154,284	207,010	90,633
1951	68,327	17,629	1,354,520	2,037,036	2,217,377	862,857	682,516	432,232

[注] 特需は支払高。

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 1978年, pp. 106-107, p. 117.

表 2 決済地域別輸出入額 (1949 ~ 52年)

暦年	輸 出			輸 入			収 支			
	計	ポンド	清算勘定	計	ポンド	清算勘定	計	ポンド	清算勘定	
										ドル
1949上	26,102	6,796	7,142	50,547	38,681	6,205	24,445	31,885	5,960	1,481
1949下	24,868	10,007	4,251	39,938	29,353	7,756	15,070	19,346	2,854	1,422
1950上	32,273	12,134	10,747	48,459	27,556	9,467	16,186	15,422	76	689
1950下	49,733	17,311	17,405	48,975	28,330	12,747	758	11,019	2,270	9,507
1951上	66,179	15,849	25,330	122,858	69,556	29,937	56,679	53,707	4,937	1,965
1951下	69,273	15,831	19,935	98,880	60,511	21,569	29,607	44,680	11,937	3,135
1952上	68,327	17,629	16,753	99,279	60,231	25,033	30,952	42,602	8,931	2,738
1952下	58,964	22,071	16,872	103,540	61,937	25,128	44,576	39,866	5,107	396

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 1978年, p. 114.

表3 輸出入品の構成 (1950~55年)

(単位: 100万ドル)

貿易品	1950	1951	1952	1953	1954	1955
[ 輸出 ]						
食糧及び飲料	50.5	69.1	99.4	131.4	134.7	136.1
繊維製品	398.8	622.6	417.5	460.3	657.0	749.0
化学製品	15.6	36.7	39.9	67.3	78.9	93.6
金属・金属製品	150.1	299.8	340.7	186.5	249.0	385.8
機械器具	82.0	109.3	110.1	188.7	202.3	246.9
セメント・板ガラス	6.7	16.2	16.7	19.7	22.6	26.6
石炭	4.9	0.2	0.8	8.1	4.8	4.1
その他	111.5	200.6	247.8	212.8	279.9	368.1
合計	820.1	1,354.5	1,272.9	1,274.8	1,629.2	2,010.2
[ 輸入 ]						
食糧及び飲料	310.7	503.0	617.7	604.1	653.8	627.9
繊維原料	369.6	769.2	611.6	682.7	638.5	601.7
鉄鋼原料	23.5	111.5	191.1	190.6	162.2	194.9
原油及び同製品	40.8	101.3	141.1	191.7	198.0	211.9
化学品原料	79.3	109.1	102.5	124.0	133.6	167.6
その他原料	117.9	310.1	154.9	255.5	288.0	377.0
機械類	7.4	57.3	90.5	160.8	177.1	132.4
その他	25.2	33.5	118.8	200.2	148.2	162.9
合計	974.4	1,995.0	2,028.2	2,409.6	2,399.4	2,476.3

[ 出所 ] 長岡新吉・西川博史編著『日本経済と東アジア』ミネルヴァ書房, 1995年, pp. 260-261, pp. 264-265より作成。

年1~3月の1億3,100万ドルから52年1~3月には, 約5.6倍(当初予算)に拡大した(表4)。

しかし, この間の歩みは決して順調とは言えず, 外貨予算制度にまだ馴染んでいなかったことに加えて, 世界経済の変動も著しかったために, 外貨予算の編成と運用は混乱と試行錯誤を繰り返した。

まず, ローガンが推奨した自由申請(先着順)の外貨割当方式は, 混乱を招き, より柔軟な自動承認制度に取って代わった。

先着順方式に割り当てられた外貨予算は, 1950年1~3月予算では, 約20%にすぎなかった<sup>125)</sup>。この予算枠が, さらに品目ごとに細分されて割

125) 「外国貿易について(上)」『外国為替』第5号(1950年6月), p. 7.

戦後為替管理の成立

表4 a 外貨予算（貨物予算）の推移（1950年1月～52年3月）

（単位：100万ドル）

	合 計	通貨別内訳			
		米ドル	英ポンド	オープン・アカウント	その他
[ 当初予算 ]					
1950 1 - 3	131	32	57	42	
4 - 6	141	39	17	19	66
7 - 9	257	104	63	40	50
10 - 12	386	109	116	116	45
1951 1 - 3	525	312	103	104	6
4 - 6	456	219	110	126	1
7 - 9	533	338	121	74	
10 - 12	653	268	230	156	
1952 1 - 3	728	239	307	182	
[ 最終予算 ]					
1950 1 - 3	123	37	46	40	
4 - 6	174	37	48	48	41
7 - 9	528	193	158	133	44
10 - 12	525	165	127	165	68
1951 1 - 3	927	474	253	194	6
4 - 6	466	225	110	131	
7 - 9	576	357	127	92	
10 - 12	661	269	230	162	
1952 1 - 3	751	244	307	199	

[ 出所 ] 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで』第15巻，東洋経済新報社，1975年，pp. 351-352より作成。

り当てられた結果，思惑的な申請が殺到した。申請額が品目別の外貨予算の枠をオーバーした場合には，抽選が行なわれるが，オープン・アカウントの原皮が88倍の競争率となるなど，申請が予算額を大幅に超過する品目が相次いだ<sup>126)</sup>。4～6月予算では，ゴム，皮革などは千数百倍の競争率に達した<sup>127)</sup>。

126) 奥村竹之助(外国為替管理委員会委員)「外国為替と貿易の管理について」『外国為替』第5号(1950年6月)p. 2.

127) 今村昇(外国為替管理委員会事務局)「外貨予算第一年を回顧する」『外国為替』第17号(1951年1月)p. 27, 今村昇「最近の外貨予算をめぐって」『外

表4 b 貿易外支払外貨予算の推移(1950年1月～52年3月)  
(単位:100万ドル)

期	当初予算	最終予算	許可・承認額
1950 1 - 3	15	14	5
4 - 6	20	22	14
7 - 9	29	29	13
10 - 12	29	29	16
1951 1 - 3	27	40	26
4 - 6	40	40	31
7 - 9	75	75	39
10 - 12	62	62	28
1952 1 - 3	94	89	37

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで』第15巻, 東洋経済新報社, 1975年, pp. 355-356より作成。

そこで、1950年8月以降、同種類の品目を大項目に纏める自動承認制度へ移行し、輸入申請方式は原則として自動承認制と事前割当制の2種類に整理された。自動承認制の場合にも、先着順方式であるが、予算枠が大きいために、思惑的な申請は生じにくいとされた。

朝鮮戦争の勃発後、アメリカ政府による大規模な軍需品調達が行き金となって、各国は輸入原料の確保に狂奔した。日本政府も、1950年後半以降、輸入促進のための措置を講じた。金融面では1950年9月に日銀ユーザンス(外国為替貸付制度)が実施され<sup>128)</sup>、外貨予算においては大規模な予算が組まれ、自動承認制の枠が大幅に拡大された。外貨予算(最終予算)は、朝鮮戦争前の50年4～6月期に1億7,400万ドルにすぎなかったが、7～9月期には5億2,800万ドル、51年1～3月期にはじつに9億2,700万ドルに達した。自動承認枠は、50年10～12月期から3期続けて事前割当枠を上回った。とりわけ、51年1～3月期には4億7,500万ドルもの自動承認枠が設けられた。

国為替』第24号(1951年4月)p. 2.

128) 日銀ユーザンスについては、浅井[2003] pp. 236-240参照。

## 戦後為替管理の成立

表5 外貨割当方式別外貨予算の推移（1950年1月～52年3月）  
（単位：100万ドル）

期	事前割当	先着順	自動承認制	政府輸入
1950 1 - 3	32	19	0	23
4 - 6	115	25	0	19
7 - 9	386	23	82	29
10 - 12	245	12	238	1
1951 1 - 3	389	8	475	31
4 - 6	159	6	238	4
7 - 9	433	2	103	2
10 - 12	407	3	179	19
1952 1 - 3	415	5	220	5

[注] 公表額

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで』第15巻，1975年，pp. 349-350.

世界的な物資不足のもとで、自動承認枠を拡大したことは、投機的輸入の急増を招いた。1951年7月の朝鮮休戦会談開始後に原料価格が暴落すると、「新三品」（ゴム・原皮・油脂原料）を中心に投機的取引を行っていた貿易業者は大打撃を受け、倒産する中小商社が相次いだ<sup>129)</sup>。朝鮮特需期に一時的に実施された貿易自由化（＝自動承認枠の拡大）は、国際経済の激動に揉まれて、挫折した。政府は輸入割当制を強化する方針に転じ、その10年後の61年上期になるまで、ふたたび自動承認枠が事前割当枠を上回ることはなかった。

朝鮮戦争による輸出好調も、世界的な「ドル不足」を解消させなかった。そうした状況の中で、ドル節約効果のあるオープン・アカウント貿易（協定貿易）は依然として意味を持ち続けた。ローガンの唱えた協定貿易推進政策は、それなりに意味があったとも言える。しかし、スウィング条項を利用して輸入を拡大する日本の思惑は外れて、1950～52年の対オープン・

129) 輸入滞貨の値下がり損は約180億円と見込まれた。中小商社だけでなく、有力繊維商社も軒並み打撃を受けた。日銀は、融資斡旋制度を用いて、江商、高島屋飯田、兼松の三社に救済融資を行った（浅井[2002] pp. 261-263 参照）。

アカウント地域貿易は、オープン・アカウント圏が一般的に物価高であったため、出超傾向を示した<sup>130)</sup>。

## 6 おわりに

1949～50年に設けられた為替管理制度は、戦後復興過程における過渡的の制度として設計された。生産水準が極端に低下している状況では、いかなる水準で為替レートを設定しても、国際収支は赤字になる。そこで、SCAPは外貨の政府への集中と、外貨の計画的配分により、外貨を最大限節約し、援助の浪費を避けようとした。こうした目的のために、貿易と為替を一体として管理する制度と、外貨配分計画が必要とされ、外為法と外貨予算制度が設けられた。

資本移動の面では、SCAPの厳重な管理により、資本逃避の道はほとんど完全に封じられていた。日本の政府や経済界は、経済復興のための外資導入を強く希望していたが、国際的な資本市場ははまだ立ち直っておらず、民間の外資導入が実現する可能性はほとんど存在しなかった。それにもかかわらず、SCAPは、外資を導入した場合に起きる、将来の元本・金利の流出を懸念し、外資導入には抑制的な姿勢を示した。

こうした意図で作られた為替管理制度は、ホット・マネー対策として資本逃避の防止を主眼に設けられた戦前の為替管理とは大きく異なるものとなった<sup>131)</sup>。戦後の為替管理制度は、アメリカ政府の意向を背景にして、SCAPが主導して作成したものである。外為委は、SCAPの意向を汲み、その方針に沿って外為法を編成する役割を果たした。外為委が企図した包括的な対外経済取引法の制定には至らなかったが、SCAPの基本的な意

130) 通商産業省 [1952] pp. 152-155.

131) 第2次大戦直後に、資本逃避が存在しなかったわけではない。1947年7月のポンドの交換性回復の際には為替投機が起き、ポンドを交換停止に追い込んだ。また、大陸ヨーロッパにおいても、戦争直後には大規模な資本逃避が起きたとされる。マーシャル援助は、アメリカへの資本流出を相殺したにすぎないといった評価さえ存在する (Helleiner [1994] pp. 58-59)。

## 戦後為替管理の成立

図は貫徹されたのである。

### 【参 考 文 献】

- 浅井良夫 [2002] 「1950年代の特需について(1)」成城大学『経済研究』第158号
- 浅井良夫 [2003] 「1950年代の特需について(2)」成城大学『経済研究』第159号
- 浅井良夫 [2005] 「IMF 8条国移行と貿易・為替自由化(上)」成城大学経済研究所研究報告』第42号
- 伊藤正直 [1989] 『日本の対外金融と金融政策』名古屋大学出版会
- 伊藤正直 [2009] 『戦後日本の対外金融 360円レートの成立と終焉』名古屋大学出版会
- 稲益繁(大蔵省理財局為替課長)編 [1949] 『外国為替及び外国貿易管理法解説』外国為替研究会
- 大蔵省財政史室編 [1976] 『昭和財政史 終戦から講和まで』第15巻(国際金融・貿易), 東洋経済新報社
- 大蔵省財政史室編 [1981] 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻(資料(1)), 東洋経済新報社
- 大蔵省財政史室編 [1982] 『昭和財政史 終戦から講和まで』第20巻(英文資料), 東洋経済新報社
- 大蔵省財政史室編 [1983] 『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』東洋経済新報社
- 大蔵省昭和財政史室編 [1963] 『昭和財政史』第13巻, 東洋経済新報社
- 尾崎英二 [1961] 『国際管理通貨論』大蔵省印刷局
- 川口嘉一 [1975] 「外国為替管理委員会の思い出」大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで』第15巻, 「刊行日より」
- 木内信胤 [1952, 53a, 53b] 「外国為替管理委員会の思い出」(昭和27年12月16日, 28年4月13日, 同年7月20日)[戦後財政史口述資料]
- 木内信胤 [1971] 「終戦直後の涉外為替行政」『ファイナンス』第72号
- 経済企画庁戦後経済史編纂室編 [1964] 『戦後経済史(経済安定本部史)』大蔵省印刷局
- 湖島高 [1997] 『1998年外為自由化とビッグバン』朝日出版社
- 柴田善雅 [2011] 『戦時日本の金融統制』日本経済評論社
- 総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会編 [1995] 『経済安定本部戦後経済政策資料』第24巻(貿易・為替・外資(1)), 日本経済評論社

- 袖井林二郎編訳 [2000] 『吉田茂 = マッカーサー 往復書簡集』 法政大学出版局
- 通商産業省 [1952] 『日本貿易の現状 昭和27年』 海外市場調査会
- 通商産業省編 [1990] 『通商産業政策史』 第6巻, 通商産業調査会
- 通商産業省通商局・外国為替管理委員会貿易課共編 [1950] 『増補改訂 輸出入の新方式』 商工会館出版部
- 西川博史 [1995] 『東アジア経済圏と日本の貿易』 長岡新吉・西川博史編著 『日本経済と東アジア 戦時と戦後の経済史』 ミネルヴァ書房
- 日本銀行金融研究所編 [1996] 『日本金融史資料 昭和続編』 第15巻 (SCAP関係資料2)
- 野田卯一ほか [1941] 『改正 外国為替管理法令解説』 大蔵財務協会
- 福井博夫 [1981] 『詳解 外国為替管理法』 金融財政事情研究会
- ヘイル, ラッセル・W [1974] 「占領下の貿易・為替問題 (要旨)」 1973年7月11日 (『財政史ニュース』 第25号)
- 三浦道義 [1974] 「外為委の思い出」 『ファイナンス』 1974年4月号
- 宮崎正康 [1987-a] 「芦田内閣期の外資導入問題 (1)」 『信州大学教育学部紀要』 第60号
- 宮崎正康 [1987-b] 「芦田内閣期の外資導入問題 (2)」 『信州大学教育学部紀要』 第61号
- 矢澤淳 [1949] 「外資導入と為替管理」 『日本管理法令研究』 28
- 吉田富士雄 [1967] 『資本自由化と外資法』 財政経済弘報社
- 渡辺誠 [1963] 『為替管理回想』 外国為替貿易研究会
- 渡辺誠 [1975] 「外為法異聞」 大蔵省財政史室編 『昭和財政史 - 終戦から講和まで』 第15巻, 「刊行だより」
- Helleiner, Eric [1994] *States and the Reemergence of Global Finance*, Cornell University Press

(付記) 本稿は平成22(2010)年度成城大学特別研究助成による研究「日本の国際経済機関への加盟と国際金融・貿易秩序」の成果の一部である。